

新型コロナウイルス感染症にかかるワクチン接種業務 『就業準備金給付』について

ワクチン接種業務に従事した看護職の皆様は、就業支援のための就業準備金として、一人1回限りで3万円が給付されることとなりました。

未就業であった者に限らず、兼業・副業で新たにワクチン接種業務に従事した方も対象となります。(ただし、在籍出向等所属元の命令に基づき従事する場合は対象外)

下記の3つの要件を満たした方が、就業準備金の給付の対象となります。

- ①都道府県ナースセンターにて、ワクチン接種業務就業希望者として求職登録をする
- ②ワクチン接種研修を受講する(研修の一部または全部が免除となる場合あり)
- ③5月21日以降、新たに雇用されて、7月31日までにワクチン接種業務へ就業を開始する

要件を満たし、申し出のあった方へ下記書類を送付いたします。

- ・就業準備金給付申請書(兼支給要件該当証明書)
- ・就業準備金給付申請書(兼支給要件該当証明書)記入例
- ・就業準備金給付申請用 専用封筒

この就業準備金給付申請書は、申請をされる看護職の方が 都道府県ナースセンターにおいてワクチン接種業務就業希望者として登録したことの証明書を兼ねています。

※なお、長崎県看護協会に雇用され委託業務に従事された方(県庁、サンパーク吉井、諫早市)には順次書類を送付いたしますので連絡は不要です。しばらくの間お待ちください。

◆書類は同封の専用封筒に封入し、11月1日(月)までに下記事務局へご郵送ください。

提出書類：就業準備金給付申請書(兼支給要件該当証明書)
ワクチン接種業務に従事したことが分かる文書
郵送先：〒137-8790 新東京郵便局 私書箱106号 <<(株)アテナ内>>
厚生労働省補助金事業「就業準備金給付受付」事務局

申請書類の内容が確認できましたら、日本看護協会より1~2か月後に指定の口座へ振り込みされます。

※申請書類を希望される方は、別紙「就業準備金給付申請書」送付依頼書をご提出ください。
なお、上記依頼書が印刷できない方は、長崎県ナースセンター本所(諫早)、長崎相談所、佐世保相談所に準備しておりますので、事前に連絡の上お越し下さい。

長崎県ナースセンター本所	長崎相談所	佐世保相談所
住所：諫早市永昌町23-6 TEL：0957-49-8060 開所日：月～金曜日(祝日除く) 9:00～17:00	住所：長崎市魚の町3-28 長崎赤十字会館6階 TEL：095-828-1747 開所日：火～木曜日(祝日除く) 9:00～16:00	住所：佐世保市平瀬町3-1 長崎県看護キャリア支援センター内 TEL：0956-23-8208 開所日：月～土曜日(祝日除く) 10:00～17:30

問合せ専用 TEL：090-2517-1150 【月～金9：00～17：00(祝日は除く)】

「就業準備金給付申請書」送付依頼書

就業準備金給付申請をご希望の方は、下記項目にご記入後、FAX、メール、郵送いずれかの方法により長崎県ナースセンターへご提出ください。申請書は準備が出来次第発送致します。

フリガナ 氏名	
生年月日	西暦 年 月 日
住所	〒
電話番号	
メールアドレス	
e-ナースセンターの求職者 番号（K から始まる番号） ※わかる方はご記入下さい	K
コロナワクチン接種就業先	
就業開始日	西暦 年 月 日

◆就業準備金支給要件

- ①e-ナースセンターに登録
- ②必要なワクチン接種研修を受講
- ③5月21日以降7月31日までに新たにワクチン接種業務に従事

提出先：長崎県ナースセンター

〒854-0072 諫早市永昌町 23-6

FAX：0957-49-8063

Mail：center@nagasaki-nurse.or.jp